

薬食審査発第 0331002 号  
薬食安発第 0331002 号  
平成 20 年 3 月 31 日

各 都道府県  
政令市  
特別区  
衛生主管部（局）長 殿



厚生労働省医薬食品局審査管理課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



### インスリン製剤販売名命名の取扱いについて

医療事故を防止するための医薬品の表示事項及び販売名の取扱いについては、平成 12 年 9 月 19 日付け医薬発第 935 号 厚生省医薬安全局長通知、平成 15 年 11 月 27 日付け薬食発第 1127003 号 厚生労働省医薬食品局長通知及び平成 16 年 6 月 2 日付け薬食発第 0602009 号厚生労働省医薬食品局長通知により、関係企業における積極的な取組を要請しているところです。

今般、インスリン製剤の取り間違えによる医療事故を防止するため、「医薬品・医療機器等対策部会」の下に「医薬品類似性ワーキンググループ」を設置し、具体的な対策の検討を行ってきたところであり、医薬品類似性ワーキンググループの検討結果（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/dl/s1105-2c.pdf> に掲載）や医薬品・医療機器等対策部会の意見を踏まえ、医療事故を防止するためのインスリン製剤販売名命名の取扱いとして別添の対策を行うことが重要であることから、別添のとおり、日本製薬団体連合会会長等に対して通知いたしましたので、御了知願います。